

福岡県医発第1905号（地）

平成17年1月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設のあり方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置が主な内容であります。

なお、小児慢性特定疾患対策事業につきましては、対象疾患及び対象患者の見直し、対象年齢の延長や自己負担の導入等新たな対策の確立がなされております。本件につきましては、別途通知申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に対する周知、協力方よろしくご高配のほどお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



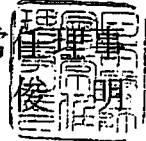
(地Ⅲ196)

平成17年1月11日



都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常
伯 井



「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

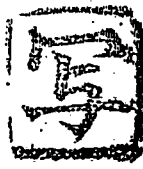
この度、「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、各都道府県知事、指定都市市長・中核市市長宛に通知がなされました。

今回の改正は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置等が主な内容であります。

なお、小児慢性特定疾患対策事業につきましては、対象疾患及び対象患者の見直し、対象年齢の延長や自己負担の導入等新たな対策の確立がなされております。本件につきましては、別途その内容等を通知申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





雇児発第1203001号

平成16年12月3日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することが喫緊の課題となっている。特に、児童虐待の防止については、平成12年11月の児童虐待の防止等に関する法律の施行以来、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られ、また、様々な施策の推進が図られてきたところであるが、子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談件数も平成15年度には2万6千件を超えるなど、児童虐待問題は、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題である。

このため、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）が先の通常国会において全会一致により成立し、平成16年4月14日をもって公布され、一部の規定を除き同年10月1日より施行されることとなったところである。

このような取組みに加え、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずる「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159国会に提出していたところであるが、同法案については、平成16年11月26日に成立し、同年12月3日に公布され、同日から順次施行されることとなったところである。

については、児童虐待等への適切な対応と慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付に遺漏のないよう、下記の「児童福祉法の一部を改正する法律」の内容について御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

第1 改正の趣旨

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、保育料の収納事務の私人への委託及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結を行うために必要な規定の整備を行うものである。

第2 児童相談に関する体制の充実

1 市町村の業務等

- (1) 市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことを規定する。(第10条第1項関係)
- (2) 市町村長は、児童の福祉に関する相談に応じる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならないものとする。(第10条第2項関係)
- (3) 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとする。(第10条第4項関係)

この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切に対応されたい。

- (4) 政令で定める市は児童相談所を設置できることとする。(第59条の4第1項関係)

2 都道府県の業務等

- (1) 都道府県又はその設置する児童相談所の業務として、市町村に対する必要な援助を行うこと、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること等を規定する。(第11条及び第12条関係)
- (2) 児童相談所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(第12条の3第3項関係)
- (3) 大学において心理学等を専修する学科等を修めて卒業した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働省令で定める施設において1年以上福祉に関する相談等の業務に従事したものでなければならないこととする。(第13条第2項第2号関係)

なお、この見直しの施行の際、現に任用されている児童福祉司については、改正後の児童福祉法の規定に基づき任用された児童福祉司とみなすものとされている。(附則第3条関係)

3 要保護児童対策地域協議会

- (1) 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くことができるものとする。(第25条の2第1項及び第2項関係)
- (2) 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定するものとする。(第25条の2第4項及び第5項関係)
- (3) 協議会は、(1)の情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。(第25条の3関係)
- (4) 協議会を構成する関係機関等の役職員等は、正当な理由がなく、協議会の職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。(第25条の5関係)

第3 児童福祉施設、里親等の在り方の見直し

1 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し

安定した生活環境の確保等の理由により特に必要がある場合には、乳児院に幼児を、児童養護施設に乳児を入所させることができるものとする。(第37条及び第41条関係)

2 児童自立生活援助事業における就業の支援等

児童自立生活援助事業の目的として、当該事業の対象者に対する就業の支援を行うことを規定するとともに、当該事業の対象であった者に対する相談その他の援助を行うことを規定する。(第6条の2第11項関係)

3 児童福祉施設を退所した者に対する援助

児童養護施設等の児童福祉施設の目的として、当該施設を退所した者に対する相談その他の援助を行うことを規定する。(第41条等関係)

4 里親の定義規定を設ける。(第6条の3関係)

5 監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化

受託中の児童に対する里親の監護、教育及び懲戒に関する権限を明確化する。(第47条第2項関係)

第4 要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し

1 家庭裁判所の承認を得て行う措置の有期限化

家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は2年を超えてはならないものとする。ただし、当該入所措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、当該入所措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができるものとする。(第28条第2項関係)

特に、入所措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定が、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や児童の心身の状態等を考慮することが明確化されたところであり、その経緯を踏まえ、適切に対応されたい。

なお、平成16年4月1日以降に採られた入所措置については、この制度の施行後に採られた入所措置と同様に、措置開始から2年が経過した時点で期間が満了することとなるが、平成16年3月31日以前に採られた入所措置については、平成16年4月1日に当該入所措置が採られたものとみなされ、その期間は平成18年3月31日に満了するので、その取扱いに遺漏のないようお願いする。(附則第4条関係)

2 保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等

家庭裁判所は、1の措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導の措置に関し報告及び意見を求めることができるものとするとともに、当該承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導の措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導の措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができるものとする。(第28条第5項及び第6項関係)

3 児童相談所長が親権喪失の宣告を請求できる者の拡大

児童相談所長は児童以外の満20歳に満たない者についても、親権喪失の宣告の請求を行うことができるものとする。(第33条の6関係)

第5 慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置

- 1 都道府県は、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法等に関する研究に資する医療の給付を行うことができるものとする。(第21条の9の2関係)

- 2 国は、都道府県が支弁する1の給付に要する費用を補助することができるものとするとともに、都道府県知事は、患者等に対してその負担能力に応じた費用の支払いを命ずることができるものとする。(第53条の2及び第56条第4項関係)

第6 保育料の収納事務の私人委託

都道府県又は市町村の長は、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人に委託することができるものとする。(第56条第4項関係)

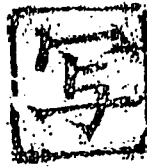
第7 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結に必要な規定の整備

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(以下「議定書」という。)を締結するため、児童の心身に有害な影響を与える目的をもって、これを自己の支配下に置く行為等について、国外犯処罰規定を整備する。(第34条第1項第9号及び第60条第5項関係)

第8 施行期日

この法律は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。(附則第1条関係)

- 1 第3の1 公布の日
- 2 第7 議定書が日本国について効力を生ずる日
- 3 第2(1の(4)を除く。)、第4から第6まで 平成17年4月1日
- 4 第2の1の(4) 平成18年4月1日



雇児発第 0813002 号
平成 16 年 8 月 13 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

児童虐待の防止については、平成 12 年 11 月の児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）の施行後、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られ、また、様々な施策の推進が図られてきた。しかしながら、子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談件数も平成 15 年度には 2 万 6 千件を超えるなど、児童虐待問題は、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題である。また、同法の附則においては、施行後 3 年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている。

このため、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 30 号。以下「改正法」という。別添参照。）が先の通常国会において全会一致により成立し、平成 16 年 4 月 14 日をもって公布され、一部の規定を除き同年 10 月 1 日より施行されることとなったところである。

については児童虐待の防止に向けて、下記の改正法の内容及び運用上の留意事項について御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、警察庁と協議済みであり、また、本通知が発出されることについては、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等へ連絡をする予定であることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正法の内容

1 目的（法第 1 条関係）

法の目的規定について、

- ① 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと、
 - ② 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること、
 - ③ 児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること、
- が明確にされた。

2 児童虐待の定義（法第2条関係）

児童虐待の定義について、

- ① 保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置すること、保護者としての監護を著しく怠る行為（いわゆるネグレクト）として児童虐待に含まれること、
 - ② 児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること、
- が明確にされた。

3 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係）

(1) 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備（第1項関係）

- ① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する支援を含む。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないこととされた。
- ② ここで児童虐待を行った保護者に対する「親子の再統合の促進への配慮」その他の児童虐待を受けた児童が「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」をした適切な指導及び支援が規定された趣旨は次のとおりである。

児童がその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて児童を保護者から一時的に引き離すことがあるが、そうした場合であっても当該児童及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び児童とともに生活できるようになる（「親子の再統合」）のであれば、それは児童の福祉にとって最も望ましい。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、児童が再び保護者と生活をともにすることが、児童の福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで親子の再統合を促進するものではない。

他方、こうした児童や保護者に対する指導や支援について「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」が規定されたのは、親子の再統合を目指す事例に限

らず、これを行うことができず家庭に戻れなかった事例も含めて、児童に必要なものは「良好な家庭的環境」であるとの考え方からその環境整備に配慮することが想定されているものである。

- ③ 「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」については、「関係省庁」の例としては厚生労働省、文部科学省、警察庁、法務省などが、「関係機関」の例としては、児童相談所、市町村、市町村保健センター、福祉事務所、保健所、主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、家庭裁判所、幼稚園、小学校等の学校、教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保健福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などが想定されるがむしろこれらに限られるものではない。虐待防止の取組はより多くの担い手が必要であることから個人情報保護に十分配慮しつつも、社会福祉法人、NPO等、幅広い民間団体との連携にも配慮することが想定されている。

また、こうした関係機関による連携には、児童の転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められている。

なお、以上のような児童虐待の防止等のためには関係機関の連携による横断的な施策の推進が不可欠との考えから、現在の「努めるものとする」との規定が「努めなければならない」に改められた。

(2) 研修等の必要な措置（第2項及び第3項関係）

第2項として、国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

また、現行第2項を改めて第3項とし、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員に加え、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされた。

なお、第2項及び第3項における「児童相談所等関係機関」とは、第1項における関係機関のうち、特に実際に児童の保護に当たる機関を指し、具体的には、児童相談所（一時保護所）に加えて、福祉事務所、保健所、警察等が想定される。

また、第2項における「児童の福祉に職務上関係のある者」とは、法に直接規定されている学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士のほか、児童委員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子自立支援員、婦人相談員などであって職務上児童の福祉に関係のある者が想定される。

(3) 広報その他の啓発活動（第4項関係）

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないことが規定された。

(4) 調査研究及び検証（第5項関係）

我が国が児童虐待防止対策に本格的に取り組んでまだ日も浅く、また諸外国にあって

も様々な試行錯誤が試みられている状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされた。

厚生労働省においては厚生労働科学研究や本年2月27日に公表した「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」などに取り組んでいるところであり、地方公共団体にあっても地域の事情を踏まえた様々な調査研究や検証の実施が想定されている。

4 児童虐待の早期発見等（法第5条関係）

- (1) 現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた。
- (2) こうした児童の福祉に職務上関係のある団体及び個人については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。
- (3) また、幼稚園、小学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこととされた。

5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されることである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

6 通告又は送致を受けた場合の措置（法第8条関係）

- (1) 児童相談所が通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校

の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めることとされた。「児童相談所運営指針 平成14年12月12日改訂版」においても、「虐待相談の場合、緊急保護の可否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効」とされており、可能な限り面会による確認を行うことが望ましい。しかし面会以外の手段によっても安全の確認を行うことが可能な場合もあることから、このような規定とされたものである。

- (2) 「近隣住民の協力」については、児童相談所等の関係機関が児童に対する虐待が行われていることに気づかない場合であっても近隣住民は知りうることも想定されることから児童の安全の確認を確実に行うための1つの手段として規定されたものである。
- (3) 児童相談所による児童の安全確認や一時保護について、「速やかに」行うべき旨は現行法にも規定されているが、この点が別項に強調して規定された。

なお、この点に関しては、都道府県ごとの児童相談体制の整備に格差がある中で全国一律に時間を定めることは困難であるが、安全確認や一時保護を速やかに行うべき旨が強調して規定されることにより、初動の重要性が改めて確認され、より一層速やかに対応されることが期待されることである。

7 警察署長に対する援助要請等（法第10条関係）

- (1) 現行法においても、児童相談所等による児童の安全確認等の職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができることとされているが、児童相談所による警察官への援助要請がこれまで必ずしも適切に行われず、現行法の規定が適切に運用されてこなかったとの指摘がある。

このため、児童相談所長等による警察署長に対する援助要請は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、求めなければならない義務である旨が明確にされたものである。

- (2) また、警察官の援助の下で児童相談所長等が適切に児童の安全確認等の職務を行うことを促すため、児童相談所長等から援助要請を受けた警察署長は、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、こうした職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。
- (3) こうした警察署長に対する援助要請については、その運用について既に「児童虐待の防止等に関する法律の施行について」（平成12年11月20日 児発第875号 厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成12年11月改訂版）により示しているところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、その適切な運用の徹底に遺漏なきようお願いする。

8 児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わな

なければならないことが規定された。なお、「親子の再統合への配慮」及び「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」の趣旨については3(1)②に示したとおりである。

9 面会又は通信の制限等（法第12条の2関係）

虐待を受けた児童について保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られた場合であっても、児童との面会や通信を認めた場合、このことが必ずしも児童にとって適当でない場合もある。このため、保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られている場合であっても、保護者が児童の引渡しあるいは児童との面会や通信を求め、これを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該児童に一時保護を行うことができることとし、この一時保護を行った場合には、児童相談所長は、速やかに児童福祉法第28条による児童福祉施設への入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

このように、保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合であっても、一時保護を経て、児童福祉法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置に切り替えることにより、必要に応じて保護者の面会・通信を制限することが可能となることを明確にしたものである。なお、家庭裁判所の審判手続が行われている間に保護者が児童との面会・通信を求めてきた場合の対応方策については別途検討中である。

10 児童虐待を受けた児童等に対する支援（法第13条の2関係）

(1) 市町村は、児童福祉法の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされた。

なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

(2) 国及び地方公共団体は、虐待を受けたために学校での学習が遅れてしまった児童についても、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこととされた。

(3) 虐待を受けた児童のケアや児童福祉施設への入所等の措置自体、児童の保護であると同時にその自立支援としての側面も有しているが、自立のための支援が最も切実に必要とされるのは、虐待を受けた後に保護者との関係が絶たれた児童が児童福祉施設を退所等する場合であり、住居の賃貸契約や高等教育を受けるための資金の確保、就職に際しての保証人の確保や住み込み形式の職業に就職先が偏りがちであること等、多くの困難に直面している。

こうしたことを踏まえ、国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じなければならないこととされた。

11 施行期日（改正法附則第1条関係）

1 から 10 までの内容は、平成 16 年 10 月 1 日から施行される。なお、改正法においては、このほか、法第 6 条及び第 8 条について、現行の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村を児童虐待に係る通告先として規定するとともに、こうした通告を市町村が受けた場合における児童の安全確認等の対応を規定する改正が行われている。これらの改正については、先の通常国会に提出された児童福祉法の一部を改正する法律（未成立）の施行の日から施行することとされている。このため、これらの改正の施行に際し必要な事項については、同法の成立を待って連絡することとしているので、あらかじめ御了知願いたい。

12 検討（改正法附則第2条関係）

児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後 3 年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、改正後の法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされた。

第2 留意事項

- 1 改正法の審議等、国会における児童虐待防止対策の推進に関する議論を踏まえ、国においては改正法が施行される 10 月から 11 月にかけて児童虐待防止に関する制度改正の周知徹底や集中的な広報・啓発活動を行うことを検討しており、地方公共団体においても、関係団体等とも連携しつつ、こうした活動に取り組まれるようお願いしたい。
- 2 児童虐待防止対策については、昨今の児童虐待を巡る深刻な状況を踏まえ、平成 16 年度においては前年度と比較して関係予算が大幅に増額されたところであり、改正法により、児童虐待の発生予防から虐待を受けた児童の自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組むべき旨が国及び地方公共団体の責務として規定されたことを踏まえ、こうした児童虐待防止対策の充実に積極的に取り組まれるようお願いする。
- 3 虐待により子どもが死亡するに至った事例については、従来から事例の検証と改善策の報告をお願いしており、国においてもこうした報告に基づき本年 2 月末に「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」をとりまとめたところであるが、改正法において国及び地方公共団体の責務として児童虐待の防止等のために必要な事項について検証を行うことが規定されたことを踏まえ、こうした事例が遺憾ながら発生した場合には、同じ過ちが繰り返されることにより児童が犠牲となることが決してないよう、これまで以上に事例の検証に徹底して取り組まれるようお願いする。



雇児発第0813003号

平成16年8月13日



都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について

今般、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号。以下「改正法」という。）が第159回国会において全会一致で成立し、平成16年10月1日より施行されることに伴い、「「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」（平成16年8月13日 雇児発第0813002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を発出したところである。

同通知の第一の10（1）において、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項について周知しているが、その具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 保育所の入所に係る特別の配慮等について

（1）児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合においては、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

この場合において「特別の支援を要する家庭」とは、

- ①児童虐待防止の観点から、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定により、保育の実施が必要である旨の報告又は通知を受けた児童のある家庭
- ②市町村域に設置された児童虐待防止ネットワークなどにおいて、児童虐待防

止の観点から保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭をいうこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあつては、こうした特別の支援を要する家庭の児童の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

なお、こうした特別の支援を要する家庭の児童に対する保育の実施については、当該児童の保護者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条第6号に規定する「前各号に類する状態にあること」に該当するものとして行うものである。

- (2) 市町村は、特別の支援を要する家庭について、(1)の保育所入所に関する優先的取扱に加え、改正児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童福祉施設等において行われる特定保育事業やつどいの広場事業などの子育て支援事業の利用についても優先的に取り扱うなどの措置を講じるよう努めること。

2 留意点について

- (1) 都道府県及び市町村は、児童相談所長や福祉事務所長に対し、児童虐待の防止の観点から、保育の実施が必要である児童については、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定に基づく市町村の長への報告又は通知を適切に行うよう周知すること。
- (2) 市町村は、児童相談所長又は福祉事務所長から(1)の報告又は通知を受けたときは、児童福祉法第24条第4項の規定に基づき、児童の保護者に対し保育の実施の申込みを勧奨すること。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

1 児童虐待の定義の見直し

- ① 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。
- ② 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務の改正

- ① 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

3 児童虐待に係る通告義務の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大するものとする。

4 警察署長に対する援助要請等

- ① 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。
- ② ①の援助を求められた警察署長は、必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、必要な措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。

5 面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備するものとする。

6 児童虐待を受けた児童等に対する支援

児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定するものとする。

7 施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行するものとする。

○ 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

改正案	現行法
(目的) 第一条 この法律は、児童虐待が児童の人權を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。 (児童虐待の定義) 第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。 - 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 - 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	(目的) 第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。 (児童虐待の定義) 第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。 - 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 - 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(国及び地方公共団体の責務等) 第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。	(国及び地方公共団体の責務等) 第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に見出し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。	(新設) 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づき適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。	3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
4 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。	(新設) 3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。
6 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。	4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはなら

(児童虐待の早期発見)

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(新設)

(新設)

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定により通告しなければならない。

(新設)

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をし

ない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行うおとずる場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、

た者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条
(新設)

児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(新設)

(警察官の援助)

第十条 第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

(新設)

(新設)

児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（児童虐待を行った保護者に対する指導）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

（面会又は通信の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）（同法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認め

（指導を受ける義務等）

（新設）
第十一条

児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

（面会又は通信の制限）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

（新設）

るときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(新設)

(検討)

第二条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

。 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 福祉の保障 第一節 療育の指導、医療の給付等（第十九条・第二十一条の九の二） 第二節 第五節（略） 第三章 第六章（略） 附則 第六条の二（略） （略） この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。 ・（略） 第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児	目次 第一章（略） 第二章 福祉の保障 第一節 療育の指導、医療の給付等（第十九条・第二十一条の九） 第二節 第五節（略） 第三章 第六章（略） 附則 第六条の二（略） （略） この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第九項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導を行う事業をいう。 ・（略）

「童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

（略）

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十二条の二（略）

（略）

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

（略）

第二十一条の九の二 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患に

第八条 第七項、第二十七条第八項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

（略）

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第八項、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十二条の二（略）

（略）

（略）

かかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態で当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十七条 （略）

一・二 （略）

三 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十七条 （略）

一・二 （略）

三 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適当と認める者をいう。以下同じ。）若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすること希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害

四 (略)

、 (略)

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令

児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

、 (略)

第一項第三号の保護受託者に委託する措置は、あらかじめ、児童の同意を得、かつ、一年以内の期間を定めて、これを採らなければならない。

都道府県は、委託の期間が満了したときは、さらに、児童の同意を得、かつ、一年以内の期間を定めて、児童の保護を保護受託者に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更し、又は前項の措置を採る場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合又は第六項の措置を採る場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令

で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置を採ることができる。

第二十七条の二（略）

前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第六項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

第三十条の二 都道府県知事は、里親及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条（略）

都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれら

で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができる。

第二十七条の二（略）

前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第八項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

第三十条の二 都道府県知事は、里親、保護受託者及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条（略）

都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

の児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(略)

都道府県は、第二十七条第七項の措置を採った児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

前各項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号、第二項若しくは第七項に規定する措置とみなす。

(略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第七項の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

(略)

第三十三条の四 (略)

一 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

第三十三条の五 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(略)

都道府県は、第二十七条第九項の措置を採った児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

前各項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号、第二項若しくは第九項に規定する措置とみなす。

(略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第九項の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

(略)

第三十三条の四 (略)

一 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第九項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

第三十三条の五 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第九項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条 (略)

一〇八 (略)

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

(略)

第三十四条の六 児童居宅生活支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十一条の二十五第一項、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けるときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場

第三十四条 (略)

一〇八 (略)

九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

(略)

第三十四条の六 児童居宅生活支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十一条の二十五第一項、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第九項の規定による委託を受けるときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。

第四十一条 児童養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、こ

合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

(略)

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童

れを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設とする。

第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設とする。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設とする。

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

児童福祉施設の設置者並びに里親及び保護受託者は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

(略)

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童

福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

）（略）

第四十七条（略）

児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第五十条（略）

一五（略）

五の二 第二十一条の九の二の事業の実施に要する費用

六六の三（略）

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設

福祉施設の設置者、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

）（略）

第四十七条（略）

児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

第五十条（略）

一五（略）

六六の三（略）

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。）に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児

設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二、九（略）

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一条から第三号まで、第五号の二及び第六号の二を除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第四号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十六条（略）

第五十条第五号、第六号及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

（略）

施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二、九（略）

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一条から第三号まで及び第六号の二を除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第四号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十六条（略）

第五十条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収すること

（略）

育成医療の給付又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第六項において「指定育成医療機関等」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

（略）

本人又はその扶養義務者が前二項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定育成医療機関等又は業者に支払ったときは、当該指定育成医療機関等又は業者の都道府県又は市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

（略）

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

（略）

第六十条 （略）

育成医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関に支払うべき旨を命ずることができる。

（略）

本人又はその扶養義務者が前二項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定育成医療機関等又は業者に支払ったときは、当該指定育成医療機関等又は業者の都道府県又は市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

（略）

第一項から第三項まで又は前項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

（略）

第六十条 （略）

〕 (略)	第二項(第三十四条第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四条の二の例に従つ。
〕 (略)	

。 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第三条） 第一節 （略） 第二節 児童福祉審議会等（第八条・<u>第九条</u>） 第三節 <u>実施機関</u>（第十条・第十二条の六） 第四節 <u>児童福祉司</u>（第十三条・第十五条） 第五節 <u>児童委員</u>（第十六条・第十八条の三） 第六節 （略） 第二章（第六章）（略） 附則 第三節 <u>実施機関</u> 第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 二 <u>児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。</u>	目次 第一章 総則（第一条・第三条） 第一節 （略） 第二節 児童福祉審議会等（第八条・<u>第十条</u>） 第三節 <u>児童福祉司</u>（第十一条・第十一条の三） 第四節 <u>児童委員</u>（第十二条・第十四条） 第五節 <u>児童相談所、福祉事務所及び保健所</u>（第十五条・第十八条の三） 第六節 （略） 第二章（第六章）（略） 附則 第十条 削除

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必

要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとする。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に

〔参考〕

第五節 児童相談所、福祉事務所及び保健所

第十五条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

第十五条の二 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。

三 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。

四 児童の一時保護を行うこと。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号から第三号までの業務を行うことができる。

関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十二条の二 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務をつかさどる。

児童相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

三 社会福祉士

四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第十六条 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務を掌る。

児童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

第十六条の二 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

二の二 社会福祉士

三 二年以上児童福祉司として勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
- 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保

判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第十七条 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八条 この法律で定めるものの外、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十八条の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
- 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保

健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

第四節 児童福祉司

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 五 (略)

・ (略)

健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

第三節 児童福祉司

第十一条 都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であつて次の各号のいずれかに該当するものの中から任用した児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という。）を置かなければならない。

一 (略)

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

三 五 (略)

・ (略)

第十四条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

(略)

第十五条 (略)

第五節 児童委員

第十六条 (略)

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 三 (略)

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五・六 (略)

〃 (略)

第十八条 (略)

第十八条の二 (略)

第十八条の三 (略)

第十一条の二 市町村長は、前条第二項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

(略)

第十一条の三 (略)

第四節 児童委員

第十二条 (略)

第十二条の二 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 三 (略)

四 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五・六 (略)

〃 (略)

第十三条 (略)

第十三条の二 (略)

第十四条 (略)

第五節 児童相談所、福祉事務所及び保健所

第十五条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

第十五条の二 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

三 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。

四 児童の一時保護を行うこと。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号から第三号までの業務を行うことができる。

第十六条 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務を掌る。

児童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

第十六条の二 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

二の二 社会福祉士

三 二年以上児童福祉司として勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第十七条 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八条 この法律で定めるものの外、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十八条の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に務めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

第二十一条の二十九 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

（略）

第二十二条（略）

（略）

都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

（略）

第二十三条（略）

（略）

都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

第二十一条の二十九 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

（略）

第二十二条（略）

（略）

都道府県等は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

（略）

第二十三条（略）

（略）

都道府県等は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

(略)

第二十四条 (略)

・ (略)

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

(略)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(略)

第二十四条 (略)

・ (略)

市町村は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

(略)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相

談所は、第二十五条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第四項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村

の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三・四 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

第二十五条の二 福祉事務所長は、前条の規定による通告又は次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第四項に規定する知的障害者福祉司（第二十七条第一項第二号において「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三・四 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四・五（略）

（略）

第二十八条（略）

前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第二十七条第一項第二号の措置（以下この条において「指導措置」という。）に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

四・五（略）

（略）

第二十八条（略）

前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第三十条（略）

（略）

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第三十三条の四（略）

一 第二十一条の二十五、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四（略）

第三十三条の五 第二十一条の二十五、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その

第三十条（略）

（略）

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第三十三条の四（略）

一 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四（略）

第三十三条の五 第二十一条の二十五、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第八百三十四条の規定による親権喪失の宣

親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

第三十三条の八 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第五十六条 (略)

・ (略)

前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

育成医療の給付又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第七項において「指定育成医療機関等」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

第五項又は第六項に規定する措置が行われた場合において、本人

告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

第三十三条の八 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第五十六条 (略)

・ (略)

育成医療の給付又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第六項において「指定育成医療機関等」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

・ (略)

第四項又は第五項に規定する措置が行われた場合において、本人

又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、都道府県知事又は市町村長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項若しくは第六項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第一項から第三項まで又は第八項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

第一項から第三項まで又は第八項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第八項に規定する費用については地方税の滞納処分 exemplarにより処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相

又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、都道府県知事又は市町村長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分 exemplarにより処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、

談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。 （略） 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることが出来る。	政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。 （略）
この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。 第六十一条の三 第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の三十又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第六十一条の三 第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項又は第二十一条の三十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

。 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（援助、協力） 第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。 2 （略）	（援助、協力） 第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十一条第一項に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。 2 （略）

○ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）（抄）

（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十三条（略） 2 少年院の長は、警察官、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十二条の三第二項第四号</u>に規定する児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。 3・4 （略）	第十三条（略） 2 少年院の長は、警察官、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十一条第一項</u>に規定する児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。 3・4 （略）

。 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇七 （略） 八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 九〇十四 （略） 二〇四 （略） （市町村民税に関する用語の意義）	（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇七 （略） 八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同号に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 九〇十四 （略） 二〇四 （略） （市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇七 (略) 八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 九〇十三 (略) 二〇四 (略)	第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇七 (略) 八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同号に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 九〇十三 (略) 二〇四 (略)
---	--

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）

（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（支給要件） 第四条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 四 （略） 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の三</u>に規定する里親に委託されているとき。 六・七 （略） 3 （略）	（支給要件） 第四条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 四 （略） 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十七条第一項第三号</u>に規定する里親に委託されているとき。 六・七 （略） 3 （略）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二 四十八（略） 2・3（略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同号に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二 四十八（略） 2・3（略）

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合には、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。 （通告又は送致を受けた場合の措置） 第八条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。 （大都市等の特例） 第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。	第七条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合には、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。 （通告又は送致を受けた場合の措置） 第八条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の二第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。 （大都市等の特例） 第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。

（及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。